

政治資金残りあと

137,349円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

前回までの残高 165,195円

収入

寄付 アマノさん 10,000円

支出

印刷代（月刊武松印刷代） 21,516円

交通費（駐車場、燃料代） 8,596円

会場費差額 100円

通信費（携帯電話、雑費） 7,643円

収支計 03/6/3～03/6/30 -27,846円

市政を考える

月刊武松

発行日

03/6/30

第45号

8000部発行

たけまつ

ただし

頒布責任者：武松 忠

武松政策研究会

大気中のダイオキシン減る！？

清掃工場のダイオキシン対策工事完了！！

■ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法が、平成11年から施行され、一般の小型焼却炉の使用停止や市の清掃工場（ゴミ焼却場）の排出ガス規制が規定されました。

焼却炉のダイオキシン類の排出基準は、平成14年12月以降 5ng-TEQ/m^3 以下（以前は 80ng-TEQ/m^3 以下）にしなければならなくなりました。

ガイドラインは、 1ng-TEQ/m^3 以下

■清掃工場の改修に37億8050万円！

市は、ダイオキシン対策の為に、4炉ある焼却炉を順次改修しました。

主な工事内容は、焼却炉（燃焼温度制御）と集塵器（静電気式→フィルター式）の改修です。

改修費用は、平成11年から14年の4年間で総額37億8050万円その内訳は次の通りです。

国県支出金（国県補助金）： 7億7879万円

地方債（借金）： 25億3270万円

一般財源（市費）： 4億6900万円

■大気中のダイオキシン減る！

大気中のダイオキシン類の測定は、年4回（5月、8月、11月、2月）の平均値で比較することになっています。

小田原市内では、平成10年度より市役所屋上で県費で、平成12年度より川東地区の消防本部屋上で市費で追加して行われています。

図1に、ダイオキシン類大気環境調査年度別推移を示します。

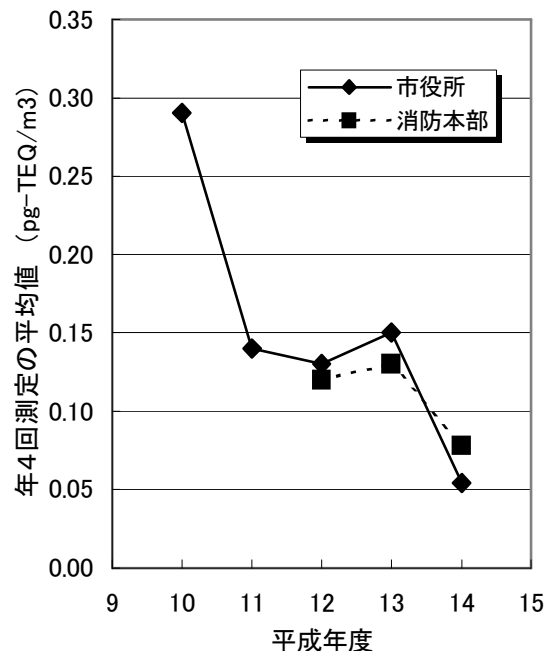
市役所では、平成14年度は、平成10年度の約1/5になりました。

法律で小型焼却炉や野焼きが禁止され、焼却場の設備改修などが進んだ結果です。

これぞ法律の威力！

関係各所管の努力の結晶です。

図1 小田原市のダイオキシン類大気環境調査年度別推移（基準： 0.6pg-TEQ/m^3 以下）



小さい単位の話！

あまりにも小さい単位でイメージが湧きませんがちょっと解説！

$\text{ng (ナノグラム)} : 10^{-9}\text{g} = 0.000000001\text{g} = 10$ 億分の1

$\text{pg (ピコグラム)} : 10^{-12}\text{g} = 0.000000000001\text{g} = 1$ 兆分の1

TEQは、ダイオキシンには様々な種類がありそれぞれ毒性も異なります。そのためダイオキシン中、最強毒性物質（2,3,7,8-TCDD：4塩化ジベロパジチン）に毒性を換算したものです。

$5\text{ng-TEQ/m}^3 = 1\text{m}^3$ の排ガスの中に10億分の5gのダイオキシンがあるということです。

窓口コーナーの充実を！

6月定例会では次の一般質問を行いました。

1. 支所統廃合・地域センター整備事業について

- (1) 各窓口の手続き量について
- (2) 今後の窓口コーナーのあり方について

マロニエ設置によって、国府津、酒匂、下府中の支所が統合され、新たに証明発行業務に限定した酒匂・国府津駅前窓口コーナーが設置されました。しかし、業務が限定されたため市民の勘違いも多く発生しています。市民交通傷害保険の加入等、取扱い業務の充実を要望しました。

2. 工業振興施策について

- (1) 事業の目的と現状について
- (2) 今後の事業の方向性について

市の工業振興政策は、工業の活性化にほとんど使われていません。技術者や企業間の交流を深める施策を要望しました。

3. 駅周辺整備事業について

- (1) 国府津駅周辺整備事業と東海道ルネッサンス推進事業の整合性について
- (2) 整備事業計画策定について

電線類地中化事業等でまちづくりの気運が高まっている今こそ、周辺整備の事業計画を策定すべきと要望しました。

The Voice 今までに頂いたご意見から

地価が下がっているのに固定資産税が高すぎませんか？ 50代 男性

小田原市の固定資産税は、これだけ地価が下がっているのに高すぎませんか？ 中には上がっている所もあるようですが、分かりやすく教えてください。

固定資産税は市税収入の約半分を占め、その全額が市に入る、まちづくりのための貴重な財源です。

計算式 **固定資産税＝課税標準額×1.4%**

平成5年度以前の課税標準額は、地下公示価格の2割程度でしたが、平成6年度の税制改正により、全国的に公示地価の約7割に統一されました。突然、税金を3.5倍に上げるわけにはいきませんので、激変緩和のための負担調整措置によって、段階的に課税標準額を評価額に近づけるように調整を行っています。そのため、税額の据え置きや引き下げを行っている土地がほとんどですが、一部の土地では、まだ課税標準額が評価額を下回っているため税額が上がっています。ですから地価推移と税額の推移が一致していません。また、住宅用地や住宅については、次のような特例があります。

- ・ **小規模住宅用地** 200㎡以下の住宅用地の課税標準額は、評価額の1/6となる。土地が200㎡を超えた場合は200㎡まで適用
- ・ **その他の住宅用地** 小規模住宅用地以外の住宅用地の課税標準額は、評価額の1/3となる。
- ・ **新築住宅** (居住部分が120㎡まで) 3年間1/2、3階建て以上の耐火・準耐火は5年間1/2

200㎡ 1/6	200㎡ 1/6	100㎡ 1/3
-------------	-------------	-------------

200㎡住宅用地

300㎡住宅用地

固定資産税の特例の一例

200㎡の住宅用地の固定資産税を1とすると、隣接した300㎡の固定資産税は、2となる。

武松政策研究会 お知らせ

7月、8月の勉強会は、都合により中止します。

また、月刊武松の8月の配布は、都合により中止します。

月刊武松46号は、9月の配布になります。



ホームページでは、日刊武松(日記)や、月刊武松のバックナンバー、一般質問の会議録も見ることができます。**YAHOO!**で「武松忠」または、「たけまつただし」と入力すると検索できます。

URL <http://www6.airnet.ne.jp/takematu/> I-mode <http://www6.airnet.ne.jp/takematu/i.htm>

寄付は、ジャパンネットバンク 本店 普通口座 7941377 タケマツタダシ

さがみ信用金庫 大井町支店出張所 普通口座 0051228 武松政策研究会 武松忠 まで

月刊武松は本人が配布しているため、行き届かないところがありますが、読み終わりましたら知合いの方にお渡しいただくと幸いです。また、eメールでも送付していますので連絡下さい。